

『令和 7 年 3 月 1 7 日開催』

総 務 常 任 委 員 会
委 員 長 報 告

【令和 7 年 3 月定例会】

(令和 7 年度関係議案)

委員長 荻 野 梓

それでは、当委員会に審査を付託されました請願を除く諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」及び当該歳出に係る歳入を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び当該歳出に係る歳入並びに第23款「市債」第1項「市債」第9目及び第3条第3表「債務負担行為」並びに第4条第4表「地方債」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、一般管理費にかかわり、クラウドサービス利用料の詳細について、同和対策事業助成金の交付対象団体及び助成金額の内訳について、支所費にかかわり、各駅連絡室の来所者数について、戸籍住民基本台帳費にかかわり、自衛官募集事務に係る啓発品の内容について、不動産売払収入にかかわり、土地売払収入の積算根拠について、債務負担行為にかかわり、美術館開館記念特別展開催業務の内容について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、同和対策事業は、人権問題として広く一般行政のなかで解決すべきであること。駅連絡室は、市民の利便性向上のため、廃止すべきではないと考えること。鳩ヶ谷緑町1丁目集会所及び南鳩ヶ谷7丁目集会所は、地域コミュニティの観点から廃止すべきではないと考えること。歳入の自衛官募集事務委託金は、自衛隊について憲法上疑義があり、土地売払収入は、防災の観点から、近隣の公園とあわせて一体的に整備するほうが望ましいと考えることから、反対するとの意見。

また、税公金ステーションの新設、書かない窓口システムの導入、工事契約書の電子化など、行政手続きのDXは、業務の効率性と市民の利便性向上に資する施策である。市民の財産、生命を守るため、防災・防犯に関してもしっかりと対策を講じており、人口減少、物価・エネルギー価格の高騰などにより、財政基盤の安定的な確保が急務となっているなか、必要な施策に絞った予算であることから、賛成するとの意見。

さらに、文化推進費及び債務負担行為のうち美術館開館記念特別展開催業務については、従来の主張のとおり、美術館に関する議案であることから、反対するとの意見。

またさらに、本市の財政は、色々なところで予算を切り詰めているなか、美術館に関連する予算については、開館の準備や初度調弁費に加え、開館のイベントについての予算も計上しており、過度な支出であると考えことから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第 1 1 款「公債費」ないし第 1 3 款「予備費」及び歳入の部、第 1 款「市税」ないし第 1 3 款「交通安全対策特別交付金」並びに第 5 条「一時借入金」及び第 6 条「歳出予算の流用」を一括議題といたしましたところ、個人市民税にかかわり、増額となった理由について、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 3 2 号「川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計予算」及び議案第 3 3 号「川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計予算」の以上 2 議案を一括議題といたしましたところ、議案第 3 2 号にかかわり、キャッシュレス機器の導入予定の有無について、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 3 4 号「川口市交通災害共済事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 4 5 号「川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、市内の文化団体や学校が使用する際の減免制度の有無について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、川口総合文化センターは、公共の施設であるにも関わらず、改正後の利用料金が高いことに加え、市内の文化団体などが施設を利用する際の減免措置がないことから、反対するとの意見。

また、電気料金などのランニングコストが上昇しているなか、川口総合文化センターの利用料金は、開館から 3 0 年以上もの間、消費税の改定を除き据え置きである。受益者負担の適正化を図る観点から、今回の大規模改修工事に伴い利用区分を変更し、料金改定をすることは適正であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第 4 6 号「川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、鳩ヶ谷緑町 1 丁目集会所及び南鳩ヶ谷 7 丁目集会所の利用状況について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、集会所は、地域で自由に使うことができ、コミュニティの発展に大事な施設であり、老朽化していたとしても、利用する市民が気持ちよく使えるように、建物や設備を改善し、工夫しながら残していく必要があると考える。このような施設は、鳩ヶ谷地区に限らず増やしていくべきであり、今回 2 か所の集会所を

廃止してしまうことは、市民や本市にとってマイナスだと考えることから、反対するとの意見。

また、今回の条例改正で対象となる２つの集会所については、それぞれ併設の施設であり、鳩ヶ谷緑町１丁目集会所は、消防団車庫の建替えに伴う廃止、南鳩ヶ谷７丁目集会所は、放課後児童クラブの移転に伴う廃止であるが、稼働率が低いことや、近隣に代替施設があり、自治会や利用団体の方々に対して説明を十分にしていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第８７号「川口市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第３９号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第４１号「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」ないし議案第４３号「川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」までの以上３議案を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第４４号「川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第４０号「川口市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第６９号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」ないし議案第７９号「訴えの提起について（一般被保険者返納金の請求）」までの以上１１議案を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第８０号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。